

第75回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月24日(金曜日)

午後2時(受付開始:午後1時)

開催場所

大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号

ホテルアウィーナ大阪

「生駒」(3階)

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

書面(郵送)又はインターネットによる議決権行使期限

2022年6月23日(木曜日)午後5時30分まで

※詳しくは4ページをご参照ください。

当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施しておりません。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

| | |
|-----------------|----|
| 第75回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 事業報告 | 6 |
| 計算書類 | 25 |
| 監査報告 | 27 |
| 株主総会参考書類 | 31 |



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6231/>



証券コード 6231
2022年6月8日

株 主 各 位

大阪市中央区上本町西五丁目3番5号
木村工機株式会社
代表取締役社長 木村 恵一

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会では、ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数を大幅に少なくしておりますので、ご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申し上げます。書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することもできますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、4ページから5ページのご案内に従って、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月24日（金曜日）午後2時 |
| 2. 場 所 | 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号 ホテルアウリーナ大阪 「生駒」（3階） （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください） |
| 3. 目的事項 報告事項 | 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

~~~~~  
◎当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施しておりません。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kimukoh.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。  
したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kimukoh.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎決議通知につきましては、地球環境等を配慮した省資源化の観点から、書面によるご送付に代えて、当社ウェブサイト (<https://www.kimukoh.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

本定時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のために下記のとおりご案内いたします。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### <株主様へのお願い>

- ・風邪症状がある方等体調不良の有無に関わらず、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましても、接触感染リスク低減のため、本定時株主総会へのご出席をお控えいただくことを強く推奨申し上げます。
- ・議決権の行使は書面又はインターネットによっても可能ですので、ご検討ください。
- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用及び消毒液のご使用にご協力をお願い申し上げます。
- ・会場は、接触感染リスク低減のため座席間隔を広げることから、ご用意できる席数がかなり限られることとなります。席数を上回るご来場の場合、入場制限を行わせていただくざるを得ない場合も想定されますので、予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

#### <接触感染リスク低減のための当社の対応>

- ・運営スタッフは、事前に検温を実施し、体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・会場内各所に消毒液を設置いたします。
- ・お飲み物のご提供は中止させていただきます。

本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<https://www.kimukoh.co.jp/>

以上



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月24日(金曜日)  
午後2時(受付開始:午後1時)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサポ  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号、第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

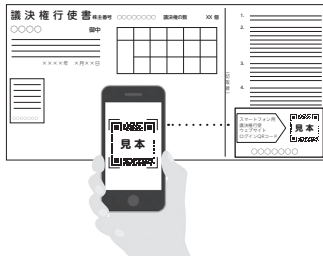
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

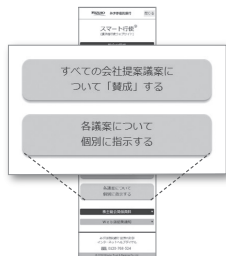
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1 回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

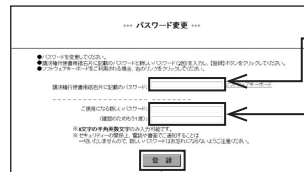
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 平日9:00~21:00)

(添付書類)

## 事業報告

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、期初から新型コロナウイルスの再拡大の影響により、不透明な状況でスタートしました。その後ワクチン接種の進捗や緊急事態宣言の解除等により、段階的な経済活動の再開で、一時的に景気は持ち直しの傾向が見られました。

しかし、新たな変異株による新規感染が拡大したことや、海外のサプライチェーンにおける半導体や電子部品等の供給制約が長期化したことに加え、ウクライナ情勢にかかる地政学的な影響により、資源・部材価格の高騰、部品の供給不足などが深刻化し、先行きの不透明感は拡がりま

した。当社の関わる空調業界においては、経済活動の再開により先送りされていた案件の進捗も見られましたが、サプライチェーンの寸断、資源を中心とした市場価格の高騰などの要因から、建設投資・設備投資が先送りされるなどの影響を受け厳しい状況となりました。

このような世界情勢のもと当社は、年度前半は工期の先送りなどの影響を受けましたが、受注は堅調に推移しました。その結果、後半以降は当期に販売を開始した主力製品のルーフトップ外調機の改良型や、大型の工場案件で冷温水式エアハンドリングユニットが持ち直し、主に産業分野や病院などの保健分野において回復してきました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高10,200百万円(前年同期比3.1%減)、営業利益1,088百万円(同22.2%減)、経常利益1,331百万円(同5.6%減)、当期純利益877百万円(同8.6%減)となりました。

なお、新型コロナウイルスの収束時期はまだ不透明であります。取引先及び従業員の安全を確保しつつ事業を継続してまいります。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、1,508百万円で、主なものとして高井田新工場取得による建物等が914百万円、八尾製作所の一部建て替えの投資等386百万円、河芸製作所における生産性向上のための機械装置等が101百万円、八尾製作所用土地が39百万円、その他67百万円となります。

なお、当社では八尾製作所の一部建物の建て替えと高井田新工場倉庫棟建設のため、2023年3月期までに累計1,063百万円の設備投資を計画しております。また、八尾製作所の建物の多く

は竣工後60年近くが経過しており、順次建て替えを行う予定であります。今後も、景気の動向等を踏まえつつ中長期的な企業価値の向上を実現するため、設備投資を継続し、さらなる需要拡大に対応してまいります。

### (3) 資金調達の状況

当事業年度中に、高井田新工場建設資金として、金融機関より長期借入金750百万円の調達を行いました。

### (4) 対処すべき課題

わが国経済は、予期せぬ世界的な新型コロナウイルスの収束が見通せない中、事業環境が一変し、各業界とも大きな影響を受けております。このような状況のもと、この問題の収束後も視野に入れ、以下の重点課題に取り組んでまいります。

#### ① 事業活動を通じた持続可能な社会への貢献

地球環境や社会へ配慮した企業経営がますます重要となる中で、当社は、サステナビリティの視点を経営の中核に位置づけ、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、企業価値の最大化を目指します。特に、地球温暖化対策は地球規模で取り組むべき課題であり、空調業界においても、省エネや温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。当社においても熱回収技術、熱源一体型製品等、環境配慮型製品を拡大し、持続可能な社会の実現に貢献します。また、2050年CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロ（SCOPE1・SCOPE2）の目標を掲げ、全社挙げてこれに取り組みます。

#### ② 従来型快適空調に健康・衛生志向を加えた空調システムへ

新型コロナウイルスの影響で、誰もが経験したことのない環境下におかれ、これからの事業環境や生活様式も大きく変化することが予想されます。空調の世界においても、従来の快適性に加え、健康で衛生的な空間の実現が今まで以上に求められております。

当社では、すでに換気を主な目的とした空冷HP式による熱回収外調機やルーフトップ外調機を供給しております。それに加え、「気流設計」「放射整流」「換気／熱回収」「湿度コントロール」を重視した新空調システム製品の開発に取り組んでおり、「ベストエアフロー」シリーズとして工場、ビル、病院、家庭向け等、各分野別にクリーン&ウェルネス空調として新たな空調を開発してまいります。

#### ③ 部品力の強化と空調のシステム化の推進

最適部品の確保は空調のシステム化に必要であり、他社との連携や自社独自部品の開発を積極的に行い、今後も部品力の強化に努めます。この部品力と合わせ、自然の力を活用すること



で、製品の高効率化や高品質な空調の実現を目指します。また、製品は高効率化に加えて、軽量小型化・長寿命化も実現することで脱炭素社会の実現にも貢献します。

④ 業務・生産効率の向上と生産力の増強

今後の当社の成長のためには、生産効率、生産力増強が重要な課題であり、高井田新工場建設に加えて、市場動向を見極めながら八尾製作所内建物の建て替え計画の推進等に取り組んでまいります。熱交換器製造工場として稼働開始した高井田新工場にはベストエアフローシリーズの工場用陽圧換気空調システムを設置し、モデル工場として、実体験ができる場として活用します。

また、生産・販売の業務を管理する新基幹システムを導入し、業務のデジタル化を推進してさらなる効率化を目指します。

⑤ 人財育成を通じた企業体質の強化

全社員にサステナビリティの視点の浸透を図るとともに、「企業倫理規範」及び「社員行動規範」の実践を通じて次の時代を生き抜く人財を育て、経営基盤を強化します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                   | 第 72 期                           | 第 73 期                           | 第 74 期                           | 第 75 期                                   |
|-----------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------|
|                       | 2018年 4月 1 日から<br>2019年 3月 31日まで | 2019年 4月 1 日から<br>2020年 3月 31日まで | 2020年 4月 1 日から<br>2021年 3月 31日まで | (当期)<br>2021年 4月 1 日から<br>2022年 3月 31日まで |
| 売 上 高(百万円)            | 11,082                           | 12,121                           | 10,525                           | 10,200                                   |
| 経 常 利 益(百万円)          | 1,478                            | 1,865                            | 1,410                            | 1,331                                    |
| 当 期 純 利 益(百万円)        | 1,022                            | 1,286                            | 960                              | 877                                      |
| 1 株 当 た り 純 利 益 (円)   | 288.87                           | 359.36                           | 251.17                           | 234.02                                   |
| 総 資 産(百万円)            | 9,679                            | 11,888                           | 12,925                           | 15,157                                   |
| 純 資 産(百万円)            | 3,827                            | 5,604                            | 6,385                            | 6,973                                    |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円) | 1,075.49                         | 1,465.02                         | 1,684.51                         | 1,882.48                                 |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。

なお、期中平均及び期末の発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

(6) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

各種空調システム機器の開発、製造、販売並びに保守管理を行っております。

(7) **主要な営業所及び工場** (2022年3月31日現在)

|             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| 本 社         | 大阪市中央区上本町西五丁目3番5号                   |
| 営 業 本 部     | 東京（東京都千代田区）、大阪（大阪市中央区）、名古屋（名古屋市中村区） |
| 支 店         | 仙台（仙台市青葉区）、福岡（福岡市博多区）、広島（広島市南区）     |
| 営 業 所       | 札幌（札幌市中央区）、金沢（石川県金沢市）               |
| 製 作 所       | 八尾（大阪府八尾市）、河芸（三重県津市）                |
| シ ョ ー ル ー ム | 東京（東京都千代田区）、大阪（大阪市中央区）、名古屋（名古屋市中村区） |

(注) 2022年4月1日付で、八尾製作所 高井田工場を開設いたしました。

(8) **従業員の状況** (2022年3月31日現在)

| 従 業 員 数 | 対前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|---------|-------|--------|
| 401名    | 6名増     | 41.7歳 | 12.5年  |

(注) 従業員数には、契約社員（パートタイマー等）51名が含まれております。

(9) **主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

| 借 入 先                 | 借 入 額 (百万円) |
|-----------------------|-------------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 2,144       |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 670         |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 415         |
| 株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行   | 58          |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行       | 21          |

## 2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株  
 (2) 発行済株式の総数 3,849,000株 (自己株式144,625株を含む)  
 (3) 株主数 1,287名  
 (4) 大株主 (上位12名)

| 株主名                                                          | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 株式会社 K I M U R A                                             | 420      | 11.34    |
| 大阪中小企業投資育成株式会社                                               | 200      | 5.40     |
| 木村 恵 一                                                       | 189      | 5.10     |
| 大河内 英 枝                                                      | 168      | 4.54     |
| 株式会社 みずほ 銀行                                                  | 165      | 4.45     |
| 日本生命保険相互会社                                                   | 160      | 4.32     |
| 株式会社 三井住友 銀行                                                 | 140      | 3.78     |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MAR G I N ( C A S H P B ) | 123      | 3.34     |
| 第一生命保険株式会社                                                   | 120      | 3.24     |
| 木村 晃                                                         | 114      | 3.08     |
| 三菱電機株式会社                                                     | 100      | 2.70     |
| 神鋼商事株式会社                                                     | 100      | 2.70     |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況  
 該当事項はありません。

(6) **その他株式に関する重要な事項**

自己株式の取得

取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

- |   |              |                           |
|---|--------------|---------------------------|
| ① | 取締役会で決議した日   | 2021年2月12日                |
|   | 取得した株式の種類及び数 | 普通株式 5,400株               |
|   | 取得価額の総額      | 15,296千円                  |
|   | 取得した期間       | 2021年4月1日から2021年4月8日まで    |
| ② | 取締役会で決議した日   | 2021年5月14日                |
|   | 取得した株式の種類及び数 | 普通株式 35,000株              |
|   | 取得価額の総額      | 93,482千円                  |
|   | 取得した期間       | 2021年5月17日から2021年8月6日まで   |
| ③ | 取締役会で決議した日   | 2021年11月12日               |
|   | 取得した株式の種類及び数 | 普通株式 46,000株              |
|   | 取得価額の総額      | 88,508千円                  |
|   | 取得した期間       | 2021年11月15日から2022年3月24日まで |

### 3. 会社役員 の 状 況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 会 社 に お け る 地 位 | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                             |
|-----------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役       | 木 村 恵 一 | 執行役員 社長<br>株式会社KIMURA 代表取締役                                                         |
| 専 務 取 締 役       | 木 村 晃   | 執行役員 管理本部長                                                                          |
| 常 務 取 締 役       | 清 水 直 文 | 執行役員 東京営業本部長                                                                        |
| 常 務 取 締 役       | 大 村 英 人 | 執行役員 事業推進本部長                                                                        |
| 取 締 役           | 登 尾 公 彦 | 執行役員 大阪営業本部長                                                                        |
| 取 締 役           | 梶 田 正 和 | 執行役員 八尾製作所長                                                                         |
| 取 締 役           | 西 家 伸 郎 | 第一生命保険株式会社 大阪法人営業部部長                                                                |
| 取 締 役           | 佐 藤 信 孝 | MOE 佐藤事務所 所長                                                                        |
| 常 勤 監 査 役       | 境 達 也   |                                                                                     |
| 監 査 役           | 鶴 谷 研 一 |                                                                                     |
| 監 査 役           | 加 納 淳 子 | 弁護士法人第一法律事務所 パートナー弁護士                                                               |
| 監 査 役           | 佐々木 健 次 | 佐々木健次公認会計士事務所 所長<br>dep. FAS 合同会社 代表社員<br>二子ハ株式会社 監査役 (社外)<br>株式会社オービーシステム 監査役 (社外) |

- (注) 1. 取締役西家伸郎氏及び取締役佐藤信孝氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加納淳子氏及び監査役佐々木健次氏は、社外監査役であります。
3. 監査役佐々木健次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2021年6月25日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって、吉田和彦氏は常勤監査役を辞任いたしました。

5. 当社は、社外取締役西家伸郎氏及び佐藤信孝氏並びに社外監査役加納淳子氏及び佐々木健次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。  
執行役員は取締役6名のほか、以下の7名で構成されております。

| 氏 名     | 担 当        |
|---------|------------|
| 笠 原 和 行 | 技術本部長      |
| 大 野 直 輝 | 名古屋営業本部長   |
| 浦 野 勝 博 | 河芸製作所長     |
| 綿 引 康 明 | 東京営業本部副本部長 |
| 江 原 拓 志 | 八尾製作所副所長   |
| 西 島 務   | 経営企画室長     |
| 佐 藤 栄 一 | 財務部長       |

7. 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性については、個々の役員選任の段階において考慮しております。具体的には、企業価値向上に貢献できるための能力や見識に優れ、人格等を総合的に判断して適任である人材を株主総会に提案しております。取締役及び監査役のスキル一覧表「スキル・マトリックス」は次のとおりです。

| 氏名     | 当社における地位及び担当          | 企業経営 | リスク<br>マネジメント<br>コーポレート<br>ガバナンス | サステナ<br>ビリティ | 技術<br>製品開発 | 営業<br>マーケティング | 製造 | 財務<br>会計 |
|--------|-----------------------|------|----------------------------------|--------------|------------|---------------|----|----------|
| 木村 恵一  | 代表取締役<br>執行役員 社長      | ○    | ○                                |              | ○          | ○             | ○  |          |
| 木村 晃   | 専務取締役<br>執行役員 管理本部長   | ○    | ○                                |              |            | ○             | ○  | ○        |
| 清水 直文  | 常務取締役<br>執行役員 東京営業本部長 | ○    | ○                                |              | ○          | ○             |    |          |
| 大村 英人  | 常務取締役<br>執行役員 事業推進本部長 | ○    | ○                                | ○            |            | ○             |    | ○        |
| 登尾 公彦  | 取締役<br>執行役員 大阪営業本部長   | ○    | ○                                |              | ○          | ○             |    |          |
| 梶田 正和  | 取締役<br>執行役員 八尾製作所長    | ○    | ○                                |              | ○          |               | ○  |          |
| 西家 伸郎  | 社外取締役                 |      | ○                                | ○            |            | ○             |    | ○        |
| 佐藤 信孝  | 社外取締役                 | ○    | ○                                | ○            | ○          |               |    |          |
| 境 達也   | 常勤監査役                 |      | ○                                | ○            |            | ○             |    |          |
| 鶴谷 研一  | 監査役                   | ○    | ○                                |              |            | ○             | ○  | ○        |
| 加納 淳子  | 社外監査役                 |      | ○                                | ○            |            |               |    |          |
| 佐々木 健次 | 社外監査役                 |      | ○                                |              |            |               |    | ○        |

**(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社は各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役ともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

**(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役、監査役、執行役員及び管理監督の立場にある従業員の全てであり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による故意の行為等による場合には填補の対象としないこととしております。



#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等については2021年2月12日開催の取締役会にて決議しております。

##### a 基本方針

当社の役員報酬等に関する基本方針は、次のとおりとする。

1. 中長期的かつ持続的な企業価値及び株主共同利益の向上を実現させることの対価として相応しい報酬体系とする。

0. 個々の役員報酬等は、各職責を踏まえた適正な水準で決定する。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬及び業績連動報酬により構成し、社外取締役については独立性の確保及び監督機能を担うため、固定報酬のみを支給するものとする。監査役の報酬は、月額固定報酬のみとし、報酬水準については監査役会にて決定する。なお、役員報酬等は、金銭報酬のみとする。

##### b 固定報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

##### 1. 月次報酬

業務執行取締役の固定報酬は、役位、職責、在任年数とともに、他社水準、当社業績、従業員給与水準を考慮のうえ、総合的に勘案して決定し、毎月支給する。社外取締役の固定報酬は、経験・知識・専門性を総合的に勘案して決定し、毎月支給する。

##### 0. 退職慰労金

退職慰労金は、ただちに業績に反映されない長期的施策の実行を動機づけるための長期インセンティブとして位置づける。また、株主総会における退職慰労金贈呈議案の可決を条件とし、役位、職責、在任年数に応じ、当社業績、他社水準をも考慮しながら、具体的金額、贈呈時期及び方法を総合的に勘案して決定する。なお、本位置づけを踏まえ、社外取締役には退職慰労金を贈呈しない。

##### c 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、業績指標（売上高及び当期利益）の達成度合い及び社員賞与支給月数を総合考慮のうえ、賞与として毎年一定時期に支給する。

d 固定報酬又は業績連動報酬の額の取締役個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、次のとおりとする。

- イ. 当社と同程度の事業規模や同業他社を参考に諮問委員会で検討し、当該答申で示された固定報酬と業績連動報酬の比率の範囲内で決定する。
- ロ. 固定報酬と業績連動報酬の比率は、100:0～60:40を目安範囲とする。なお、退職慰労金の報酬に占める割合は、その性質から定めないものとする。

e 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

イ. 月次報酬及び業績連動報酬

個人別報酬額の具体的内容の決定は、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が、次の権限を行使して行う。

(i)各取締役の固定報酬額

(ii)各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の評価配分

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重し、決定するものとする。

ロ. 退職慰労金

退職慰労金の個人別金額は本方針に基づき、株主総会による退職慰労金贈呈議案の可決を条件とし、取締役会で定める役員退職慰労金規程に沿って、諮問委員会の審議を経て取締役会で決定するものとする。

② 業績連動報酬等における業績指標の選定理由及び業績指標に関する実績

業績指標として売上高及び当期利益を選定している理由は、本業の収益性を示す指標として最も適しているためであります。

また、当該指標の実績については、「計算書類 損益計算書」のとおりであります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

## a 委任を受けた者の氏名・地位及び担当

代表取締役社長 木村恵一

## b 委任された権限の内容

各取締役の具体的な報酬等の額の決定

## c 権限を委任した理由

代表取締役社長は、当社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

## d 権限が適切に行使されるようにするために講じた措置の内容

取締役会は、諮問委員会に報酬額の原案を諮問し答申を得ており、代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して報酬等を決定しました。

## ⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |           |           | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-----------------|------------------|-----------|-----------|-----------------------|
|                    |                 | 固定報酬             | 業績連動報酬    | 退職慰労金     |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 118<br>(12)     | 88<br>(12)       | 19<br>(-) | 10<br>(-) | 8<br>(2)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 26<br>(12)      | 26<br>(12)       | -<br>(-)  | -<br>(-)  | 5<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 144<br>(24)     | 114<br>(24)      | 19<br>(-) | 10<br>(-) | 13<br>(5)             |

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役(2名)の使用人分給与を11百万円支払っております。
2. 監査役の報酬等の総額には、2021年6月25日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の員数は、取締役8名(うち社外取締役2名)及び監査役4名(うち社外監査役2名)であります。
3. 取締役の報酬限度額は、1986年11月20日開催の臨時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。
4. 監査役の報酬限度額は、1996年6月28日開催の第49回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
5. 業績連動報酬は、当事業年度に計上した役員賞与引当金の繰入額であります。
6. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額であります。
7. 上記のほか、2021年6月25日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、一身上の都合により2020年9月20日をもって辞任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役1名に対し10百万円（金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、9百万円が含まれております。）

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役西家伸郎氏は、第一生命保険株式会社大阪法人営業部部長であります。同社は、発行済株式の総数（自己株式を除く。）の3.24%を保有する株主であります。また、当社と当社間に生命保険契約の取引関係がありますが、取引金額は僅少であり、社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。
- ・取締役佐藤信孝氏は、MOE佐藤事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加納淳子氏は、弁護士法人第一法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役佐々木健次氏は、佐々木健次公認会計士事務所所長、dep. FAS 合同会社代表社員、ニチハ株式会社社外監査役、株式会社オービーシステム社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|               | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役에게期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                         |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 西 家 伸 郎   | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。金融市場における幅広い見識から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の企業価値向上について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、諮問委員会の委員長として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しております。                    |
| 取締役 佐 藤 信 孝   | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。設備設計における幅広い見識と大手建築設計事務所の経営に関与した見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の企業価値向上について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、諮問委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しております。 |
| 監査役 加 納 淳 子   | 当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                                                                              |
| 監査役 佐 々 木 健 次 | 当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                                                                            |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 26百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社とEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a 法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、「社是」「社訓」「企業倫理規範」「社員行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定め社内に周知する。
  - b 各部門のコンプライアンスを統括する組織として、代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、行動規範及び行動基準の管理を行う。
  - c 企業統治機能の強化を図るための組織として、内部監査部門を設置し、内部統制システムのより一層の強化を図る。
  - d 内部通報制度を設け、違法行為が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合に内部通報窓口に直ちに通報するものとして社内規程を定める。
  - e 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a 法令及び社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存及び管理を行う。
  - b 情報の管理については、情報セキュリティに関する社内規程や運用指針、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図る。
  - c 情報の適切な管理を行うため、法令及び社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a 「リスク管理規程」を定め、代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」においてリスクの洗い出し・評価の報告及び対応方針の決定を行う。
  - b 管理部門各セクションによる日常的なリスク管理に対するサポートを行い、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置又はリスクを最小化するために必要な措置を講じる。
  - c 万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合、代表取締役社長若しくは代表取締役社長から指名された者を本部長とする対策本部を設置し、情報収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a 毎月1回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針及び経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務遂行を監督する。また、取締役・執行役員をもって構成される合同役員会を毎月1回開催し、重要な業務遂行を審議する。

- b 経営管理上の重要事項の指定、意思決定プロセス、周知徹底及び記録保存等の取扱いについては社内規程を定める。さらに、取締役会で決議すべき事項及びその他の重要事項は、取締役会規則その他重要事項に関する規程に定め、法令及び定款の定めに従った適法かつ円滑な運営を図る。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項、及び当該従業員からの独立性の確保に関する体制
  - a 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会で協議のうえ、その職務に相応しい従業員を速やかに任命することとする。
  - b 監査役を補助すべき従業員は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの独立性を確保されるとともに、当該従業員の人事異動については事前に監査役と協議のうえ、行うものとする。
- ⑥ 取締役及び従業員が監査役会に報告するための体制
  - a 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及び違法行為等が発生若しくは発生するおそれがあると判断した場合、直ちに監査役会に報告することとする。
  - b 監査役は代表取締役と定期的に会合をもつ他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、合同役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて重要な書類を閲覧し、説明を求めることができるものとする。
  - c 監査役会は、取締役及び従業員から報告を受ける他、会計監査人及び内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。
  - d 監査役へ報告を行った者及び内部通報窓口へ通報を行った者に対し、当該報告・通報をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a 監査役がその職務の遂行について生ずる費用を、当社に対し請求したときは、速やかに処理することとする。
  - b 監査役がその職務を遂行するにあたり必要と認められた場合は、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携することを認める。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制
  - a 反社会的勢力に対して断固たる行動で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針として周知徹底する。
  - b 反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① リスク及びコンプライアンス管理体制について

リスク管理については、月次で開催される「リスク・コンプライアンス委員会」において、リスクの洗い出し・評価・一次的対応の報告が行われ、重要な事項については対応方針の決定がなされています。

コンプライアンスについては、上記同様に報告及び対応方針の決定が行われるとともに、業務と関連が強い法令については月次でモニタリングが行われており、その結果は「法令・安全衛生委員会」で報告されています。

なお、「リスク・コンプライアンス委員会」は執行役員で構成されており当事業年度は12回開催いたしました。

### ② 取締役の職務執行について

当事業年度は、定例取締役会及び臨時取締役会を13回開催いたしました。経営上の重要事項を決定するとともに、各部門からの重要事項の報告を受けております。また、監督機能を強化するため、高い見識を有する社外取締役2名を選任しており、経営上の重要事項の審議及び重要な報告に対して意見・助言等が適宜なされております。

### ③ 監査役監査の職務執行について

定時監査役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、当事業年度は合わせて13回開催いたしました。

監査役は取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるほか、業務執行取締役とは執行状況の聴取及び重要な決裁文書の閲覧を通して、また社外取締役とは定期的な会合での意見交換を通して、取締役の職務執行の適正性及び適法性を監査しております。

さらに、監査役は内部監査部門から監査結果の報告を受け、会計監査人及び内部監査部門と定期的にミーティングを設ける等により緊密な相互連携をとることで、監査役監査の実効性を図っております。

### ④ 内部監査について

通常の業務執行部門とは独立した内部監査部門が、各部門の往査等を通じ、業務活動の適正性や合理性及び内部統制システムの適合性等を監査し、経営者への報告並びに改善提言を行っております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部              |                   |
|------------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>7,909,856</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>3,638,455</b>  |
| 現金及び預金                 | 2,249,627         | 電子記録債権               | 995,543           |
| 受取手形                   | 575,741           | 買掛金                  | 463,756           |
| 電子記録債権                 | 1,431,355         | 短期借入金                | 1,175,000         |
| 売掛金                    | 2,125,193         | 一年内返済予定の長期借入金        | 133,882           |
| 製品                     | 486,035           | リース債権                | 9,273             |
| 仕掛品                    | 266,464           | 未払金                  | 293,228           |
| 原材料及び貯蔵品               | 620,394           | 未払費用                 | 50,785            |
| 前払費用                   | 77,116            | 未払法人税等               | 271,401           |
| その他                    | 93,670            | 契約負債                 | 6,497             |
| 貸倒引当金                  | △15,743           | 預り金                  | 38,152            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>7,247,525</b>  | 賞与引当金                | 175,450           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>6,138,801</b>  | 役員賞与引当金              | 19,364            |
| 建物                     | 1,702,726         | 製品保証引当金              | 6,120             |
| 構築物                    | 74,893            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>4,545,530</b>  |
| 機械及び装置                 | 587,632           | 長期借入金                | 2,060,166         |
| 車両運搬具                  | 3,584             | リース債権                | 480               |
| 工具、器具及び備品              | 195,897           | 資産除去債務               | 102,315           |
| 土地                     | 3,168,772         | 退職給付引当金              | 2,083,259         |
| リース資産                  | 7,582             | 役員退職慰労引当金            | 295,900           |
| 建設仮勘定                  | 397,712           | その他                  | 3,409             |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>48,235</b>     | <b>負 債 合 計</b>       | <b>8,183,986</b>  |
| ソフトウェア                 | 33,152            | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| リース資産                  | 1,412             | <b>株 主 資 本</b>       | <b>6,964,617</b>  |
| ソフトウェア仮勘定              | 12,780            | 資本金                  | 744,896           |
| その他                    | 890               | 資本剰余金                | 697,650           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,060,487</b>  | 資本準備金                | 637,896           |
| 投資有価証券                 | 34,871            | その他資本剰余金             | 59,754            |
| 長期前払費用                 | 14,863            | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>5,814,296</b>  |
| 繰延税金資産                 | 752,628           | 利益準備金                | 117,500           |
| その他                    | 284,663           | その他利益剰余金             | 5,696,796         |
| 貸倒引当金                  | △26,539           | 別途積立金                | 2,650,000         |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>15,157,381</b> | 繰越利益剰余金              | 3,046,796         |
|                        |                   | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△292,226</b>   |
|                        |                   | 評価・換算差額等             | 8,777             |
|                        |                   | その他有価証券評価差額金         | 8,777             |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>6,973,395</b>  |
|                        |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>15,157,381</b> |

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 10,200,156 |
| 売上原価         | 6,256,984  |
| 売上総利益        | 3,943,172  |
| 販売費及び一般管理費   | 2,854,667  |
| 営業利益         | 1,088,505  |
| 営業外収益        |            |
| 保険解約返戻金      | 175,907    |
| 助成金収入        | 72,756     |
| 作業者の売却益      | 25,726     |
| その他          | 7,839      |
| 合計           | 282,229    |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 22,110     |
| 債権売却損        | 14,917     |
| その他          | 2,439      |
| 合計           | 39,467     |
| 経常利益         | 1,331,266  |
| 経常外損失        |            |
| 固定資産除却損      | 35,743     |
| 減損           | 1,103      |
| 合計           | 36,846     |
| 税引前当期純利益     | 1,294,420  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 467,440    |
| 法人税等調整額      | △50,560    |
| 当期純利益        | 877,540    |

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

木村工機株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 三 戸 康 嗣  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、木村工機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議をおこなうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

木村工機株式会社 監査役会

常勤監査役

監査役

社外監査役

社外監査役

境 達 也 ㊟

鶴 谷 研 一 ㊟

加 納 淳 子 ㊟

佐々木 健 次 ㊟

以 上

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応える技術開発、製造体制強化等、将来の事業展開に活用してまいります。

この方針に基づき、第75期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円 総額 92,609,375円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月27日



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</u><br/>           第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<br/> <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>【電子提供措置等】</u><br/>           第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<br/> <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> |

| 現行定款        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> | <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>【附則】</u><br/> 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

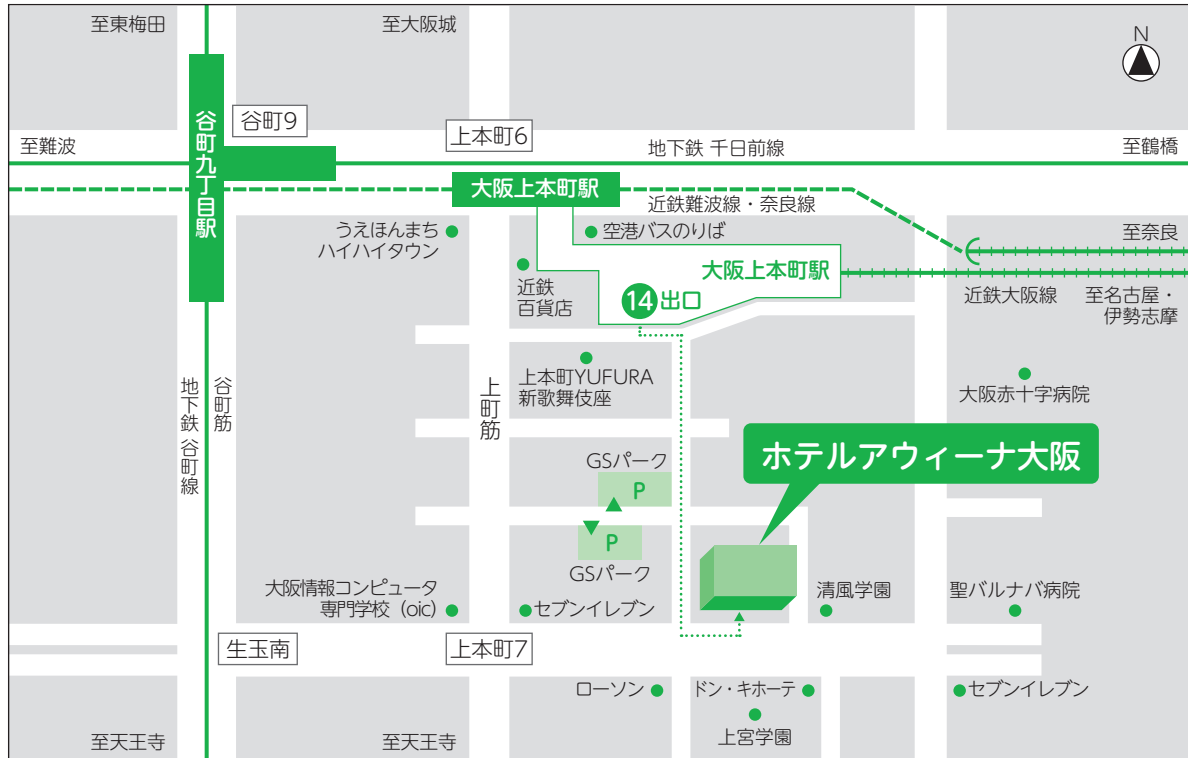
以上



# 株主総会会場ご案内図

会場

大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号  
ホテルアウリーナ大阪 「生駒」 (3階)  
電話 06 (6772) 1445



最寄り駅からの  
ご案内

- 近鉄「大阪上本町駅」14番出口より徒歩約3分
- 地下鉄 谷町線・千日前線「谷町九丁目駅」より徒歩約8分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。  
右図を読み取りください。



UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。